

第2章 学校における環境保全活動の対象（評価項目の選択）

学校での環境保全活動を効果的に進めるためには、まず、「学校は環境にどのような影響を与えているのか、環境保全活動への取組は現在どのような水準にあるのか」を適切に把握し、評価することが大切です。このため、本指針では第3・4章で、環境負荷や取組状況の自己評価を行う方法を示しています。

本章では、各学校の状況に応じて、環境保全活動の対象範囲を定め、第3・4章での自己評価を容易かつ適切に進めるための手順を示しています。

次ページに示す「評価項目の選択シート」の使い方を簡単に述べますと、

まず、何を学校における環境保全活動の対象とするのかを「環境保全活動の対象」の項目から選択してください。

ただし、本指針に基づく認定を受ける際には、少なくとも「エネルギーの消費」、「ごみの排出」、「水・紙の使用」、「環境保全のための仕組み・体制の整備」の4項目は評価することが必要となります。（詳細は第8章参照）

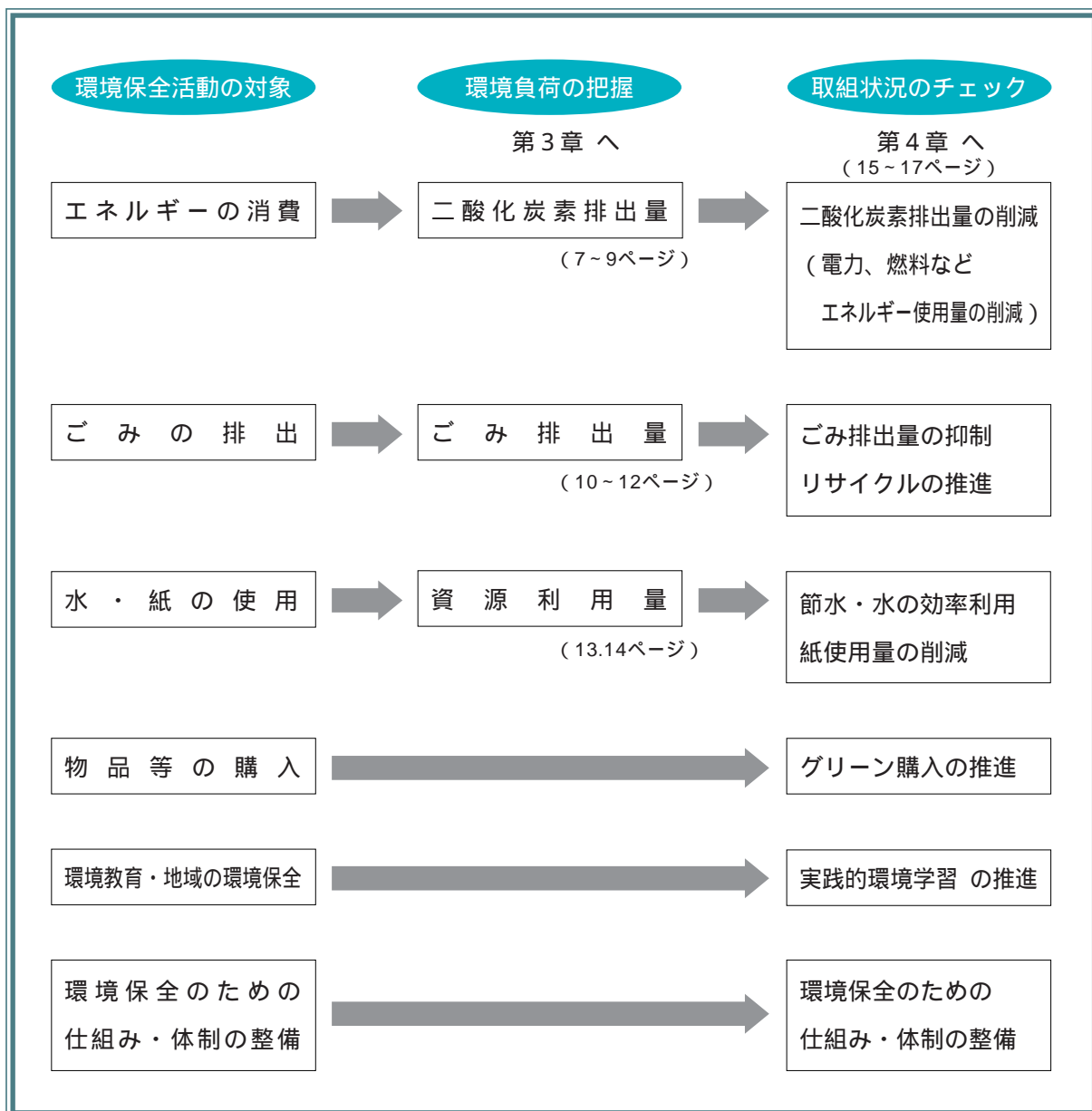
選んだ項目のそれぞれに対応して、自己評価を行うべき項目が「環境負荷の把握」（第3章）、「取組状況のチェック」（第4章）に分けて整理されていますので、それぞれの章に進んで、評価を行ってください。

「評価項目の選択シート」に掲げた項目はあくまでも例示です。それ以外に各学校が自ら検討して、独自に項目を設けて評価することも、より進んだ取り組みといえるでしょう。

【学校における環境保全活動の対象例】

エネルギーの消費	教室・体育館の照明、OA機器の使用、ボイラー燃料、マイカー通勤によるガソリン使用
ごみの排出	プリント用紙などの紙類、給食の残飯、自動販売機の空き缶、紙バック
水・紙の使用	手洗い、掃除での水使用、プリント用紙などの使用、グラウンド・植栽などの散水
物品等の購入	文房具の購入、OA機器の購入、制服の購入
環境教育・地域の環境保全	ビオトープづくり、地域美化ボランティア、水生生物調査など

評価項目の選択シート



実践的環境学習とは？

環境教育の一環として、知識の習得だけでなく、児童・生徒が地域の清掃、ビオトープづくり、水生生物調査などの実践活動を通じ、身近な環境に触れ、環境について考えるきっかけをつくることができます。

さらには、環境問題に関心をもち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度および環境問題解決のための能力といった実践力を育成することをねらいとしています。

「学校における環境教育指針」(平成14年3月 石川県教育委員会策定)との関係

環境問題に対する関心が高まる中で、環境教育が各学校においてさまざまな形で取り組まれています。幼児期には、幼稚園や保育所において自然とのふれあいを重視した環境教育が行われるようになってきています。また小・中・高等学校では、これまで各教科・道徳・特別活動の中で環境教育が実施されてきています。

学習指導要領の改訂で「総合的な学習の時間」が創設され、その中で教科横断的・総合的な学習活動として「環境」が例示されていることもあり、環境に対する取組が進展しつつあります。

本県における環境教育については、平成14年3月に県教育委員会が「学校における環境教育指針」を策定して、学校における環境教育のあり方を示しています。その中で、本県では、豊かな自然環境や健全な地域社会がまだ十分残されていることを背景に、体験を中心に環境教育を展開する必要があるとしています。そして、地域の「自然環境」を保全し、よりよい「社会環境」や「心の環境」を創造するため、持続可能な社会をめざす人づくりを最終目標としています。

また、この指針では環境教育の領域を6つに分け(下図参照)、各学校で環境教育に取り組む際には、この6つの領域を相互に関連させながら具体的な環境教育プログラムの内容を構成することが必要であるとしています。

領域の1つである「エコ学校」では、日々の学校生活の中で、児童生徒が、省エネやごみの減量などの環境保全活動を実践することを通じ、学校全体をエコロジカルな場とすることを目指します。具体的には、児童会活動や生徒会活動を中心に、児童・生徒が、学校のエネルギー使用や学校で出るごみの実態を調査し、省エネやごみ削減などを目標に、計画を立て実践していきます。

このように、「エコ学校」と「いしかわ学校版環境ISO」は合い通じるものがあり、エコ学校の取り組みを実践する際には、いしかわ学校版環境ISOを活用することが望ましい。

いしかわ学校版環境ISOに基づく取り組みは、エコ学校に向けた取り組みともいえるでしょう。

【学校における環境教育指針の構成】

